

## 車両補償システムの免責規定

■ 次の事項については、補償の適用ができませんのでご注意ください。

1. 次に掲げる者の故意によって生じた損害
  - (1)被補償者（この補償システムの加入者及びその使用人）
  - (2)被補償者の法定代理人
  - (3)被補償者のための業務に従事中の者
  - (4)日保証者の父母、兄弟、配偶者、もしくは子
2. 地震、噴火または津波により生じた損害
3. 火災によって生じた損害（消防又は非難に必要な処置として生じた損害を含みます）
4. 盗難による損害
5. 詐欺または横領による損害
6. 核燃料物質（使用済み燃料を含む）もしくは核燃料物質によって汚染されたもの（原子核分裂生成物を含む）の放射能、爆発性その他有害な特性の作業またはこれらの特性に起因して生じた損害
7. 全豪に規定した以外の放射線照射、放射能汚染により生じた損害
8. 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似した事変または暴動によって生じた損害
9. 前号1に掲げられた者それぞれが所有、使用または管理する財物との接触等により被補償車輻に生じた損害
10. 被補償車輻から取り外された部品または付属品から生じた損害
11. 被補償者と第三者との間の特約によって加重された賠償責任を負担することによって被る損害
12. 前号1に掲げられた者が法令により定めた運転資格を持たないで、または酒に酔ってもしくは麻薬、大麻、あへん、覚醒剤、シンナー等の影響により正常な運転が出来ないおそれのある状態で被保険車輻を運転することによって生じた損害
13. 正規の操作方法を故意に無視することにより生じた損害
14. その他被補償者の著しい過失により生じた損害
15. 上記各号以外の場合で、次に定める場合
  - (1)被補償者以外の運転者が運転中の事故
  - (2)所轄の警察署へ事故の届がなかった場合（公道における事故の場合）
  - (3)相手方に対し損害の賠償を求められる求償事故の場合
  - (4)事故発生後すみやかに当社規定の報告・手続きが行われなかった場合
  - (5)補償期間外の事故等
  - (6)その他当社の貸渡約款に違反して使用された場合
16. その他次の費用はお客様の自己負担とさせていただきます。
  - (1)事故車両の修理期間の休業損害
  - (2)事故現場よりの事故車の引き上げ費用、レッカー費用